

## 公務員宿舎小鹿宅整備事業に関する基本協定書

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、公務員宿舎の設計、建設、工事監理、維持管理及び以上にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

### (甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。
  - 3 乙は、事業契約に基づく事業予定者の債務が全て消滅するまで、事業予定者に事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

### (事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後30日（甲の閉庁日を除く。）以内に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記の全部事項証明書を甲に提出する。



### (事業予定者の出資者)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づき事業予定者を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載する金額及び数量の事業予定者の株式を引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせるものとする。なお、別紙1は、設立後速やかに甲に提出するものとする。

- 2 乙は、事業予定者の設立時における構成員たる出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、別紙2の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出せ

しめるものとする。

- (1) 各出資者は、事業予定者の株主構成に關し、その時々において乙によって事業予定者の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業契約に基づく事業予定者の債務が全て消滅するまで維持する。

(2) 各出資者は、原則として事業契約に基づく事業予定者の債務が全て消滅するまで事業予定者に対する株式(潜在株式を含む。)を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併、会社分割等による包括承継を含む。)を行ってはならない。

(3) 各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業予定者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙 2 の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

(4) 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使するものとする。

(5) 各出資者は、現に反社会的勢力に該当してはならず、かつ、将来にわたって反社会的勢力に該当してはならないものとし、自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為を行ってはならない。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

3 乙は、事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、あらかじめ甲の事前の書面による承諾を得るものとする。また当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約せしめ、別紙 3 の様式による誓約書(当該予定者が構成員となる場合は別紙 2 の様式に準ずる出資者誓約書)を甲に提出せしめるものとする。

### (業務の委託、請負)

2 乙は、本基本協定締結後30日(甲の閉庁日を除く。)以内に、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、

かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出する。

- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理又は維持管理にかかる業務の委託を受け、又は建設にかかる業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後30日（甲の閉庁日を除く。）以内に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。ただし、事業契約の本契約の締結がなされる前に、乙のいずれかに以下の各号の一に該当する事由が事業契約の締結に関して生じたときは、甲は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人（乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。以下「刑法」という。）第96条の6若しくは第98条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (8) 役員等が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しないとき。
  - (9) その者の親会社等が(3)から(8)までのいずれかに該当する法人のとき。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 2 の様式による出資者誓約書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙 3 の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 4 甲は事業契約の締結に関して次の各号の一に該当する場合その他事業予定者が事業予定者又は乙の責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は独占禁止法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は独占禁止法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人（乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の罰条により有罪の判決を受け、当該刑が確定したとき。
- 5 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する額のほか、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙のいずれか又は乙のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は独占禁止法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙若しくは乙の株主が違反行為の首謀者であることが明らか

かになったとき。

- (3) 乙及び乙の株主が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 6 甲は、事業契約の締結に関して第1項第3号から第9号までの、乙の責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合に、甲に損害を与えた場合は、甲がその損害につき請求することができる。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約の不調)

第8条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、本基本協定書において別段の定めを設けている場合を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(裁判管轄)

第9条 甲及び乙は、本基本協定に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 支出負担行為担当官  
財務省東海財務局総務部次長 ○〇 〇〇

乙 ○〇〇〇〇〇〇〇グループ

○〇〇〇〇〇〇〇〇社 (代表企業)  
代表者

○〇〇〇〇〇〇〇〇社  
代表者

○〇〇〇〇〇〇〇〇社  
代表者

○〇〇〇〇〇〇〇〇社  
代表者

別紙1(第4条関係)

設立時の出資者一覧

事業予定者の資本金の額：【〇〇】円

事業予定者の発行可能株式総数：【〇〇】株

事業予定者の発行済株式の総数：【〇〇】株

出資者（代表企業）

商号【〇〇】

所在地【〇〇】

出資額【〇〇】円

引き受ける株式の総数【〇〇】株

引き受ける株式の種類【〇〇】株式

出資者（構成員）

商号【〇〇】

所在地【〇〇】

出資額【〇〇】円

引き受ける株式の総数【〇〇】株

引き受ける株式の種類【〇〇】株式

出資者

商号【〇〇】

所在地【〇〇】

出資額【〇〇】円

引き受ける株式の総数【〇〇】株

引き受ける株式の種類【〇〇】株式

別紙2（第6条関係）

出資者誓約書の様式

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官  
財務省東海財務局総務部次長 殿

**出資者誓約書**

公務員宿舎小鹿住宅整備事業(以下「本事業」という。)に関して、支出負担行為担当官 財務省東海財務局総務部次長〇〇〇〇(以下「甲」という。)と【事業者の商号】(以下「事業者」という。)との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】及び【構成員の商号】(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。

記

- 事業者が、令和〇年〇月〇日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 事業者の本日現在における議決権の総数は【〇〇】個であり、うち【〇〇】個を【〇〇】が、【〇〇】個を【〇〇】が、及び【〇〇】個を【〇〇】が、それぞれ保有していること。
- 業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中最大とはなっていないこと。
- 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権行使すること。

5. 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式（潜在株式を含む。）又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約に基づく事業者の債務が消滅するまでの間、事業者の株式（潜在株式を含む。）又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）を保有するものとし、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式（潜在株式を含む。）又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うこと。
7. 事業契約期間終了までの間、当社らが反社会的勢力に該当しないこと。また、当社らは、事業契約期間終了までの間、反社会的勢力に該当する者に対して業務委託又は業務再委託を行わず、業務受託者又は業務再受託者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、直ちに当該業務委託又は業務再委託を解消すること。
8. 当社らは、事業者を、事業契約で別に定める場合を除き、事業契約に規定の契約不適合責任期間の経過後まで解散しないこと。ただし、国が事前に承諾した場合、又は国が承諾した第三者が、事業者が事業契約に基づき負う契約不適合責任を受けた場合については、この限りではない。

出資者（代表企業たる構成員）

住所【〇〇】

商号【〇〇】

代表者【役職】 【氏名】

出資者（構成員）

住所【〇〇】

商号【〇〇】

代表者【役職】 【氏名】

出資者（構成員）

住所【〇〇】

商号【〇〇】

代表者【役職】 【氏名】

### 別紙3（第6条関係）

## 誓約書の様式

令和〇年〇月〇日

支出負擔行為担当官  
財務省東海財務局総務部次長 殿

## 誓 約 書

当社は、本日現在、○○○○○○○○○○○特別目的会社（以下「事業者」という。）の株式○○○○株を、保有しています。当社は、保有する事業者の株式を譲渡その他処分する場合には、事前に国に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、国に提出します。

また、当社は、次の点を誓約致します。

- 1 現に反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと。
  - 2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為

## 住 所

氏名

## 代表者